

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 2 | 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

洞爺湖町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課における事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を別途締結している。

評価実施機関名

洞爺湖町

公表日

平成27年3月5日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 個人住民税に関する事務 |
| ②事務の概要 | 洞爺湖町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された賦課資料をもとに住民税額を計算し賦課する。 ②所得・課税証明書の発行 ③賦課額に基づき住民に対して収納業務を行い、納期限までに納付されなければ、滞納整理業務を実施する。 |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一第16項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二(第27, 28項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部税務財政課 |
| ②所属長 | 税務財政課長 伊藤里志 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成26年12月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成26年12月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

